

技術名称：環境配慮型改質アスファルト防水工法「シェーン密着工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

日新工業株式会社
代表取締役社長 相臺 志浩
東京都足立区千住東二丁目23番4号

1.2 技術の名称

環境配慮型改質アスファルト防水工法「シェーン密着工法」

1.3 技術の概要

本技術は、平場部1層目に常温施工の粘着層付改質アスファルトルーフィング又は改質アスファルトルーフィング及び低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用い、2層目ルーフィング類に低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用いて積層する改質アスファルト防水工法である。

本工法は、既存工法であるアスファルト防水の屋根保護防水密着工法・屋根保護防水密着断熱工法に対応する技術である。

1.4 適用範囲等

本工法は、建築物の防水工事に適用する。

施工する下地は、鉄筋コンクリート・ALCパネル・PCa部材等とする。

2. 開発の趣旨

既存アスファルト防水熱工法は、防水工事用アスファルトを用いてルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成する工法である。

このアスファルト防水熱工法には、水密性の信頼性が高い反面、次のような問題点がある。

- (1) ルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成するため、使用材料及び作業工程が多い事による作業負担の問題。
- (2) 防水工事用アスファルトを作業現場で溶融するため、溶融アスファルトから発生する煙・臭いによる環境上の問題。

本工法は、平場部1層目に常温施工の粘着層付改質アスファルトルーフィング又は改質アスファルトルーフィング及び低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用い、2層目ルーフィング類に低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用いて積層する改質アスファルト防水工法とすることで、作業工程数を削減し、さらに環境影響の軽減を図ることを目的として開発したものである。

3. 開発の目標

- (1) 既存アスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有していること。
- (2) 既存アスファルト防水熱工法と比較して、作業負担や環境負荷を軽減すること。

4. 審査証明の方法

依頼者から提出された審査証明資料により、本技術の効果を確認することとした。

- (1) 既存アスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有することの確認
 - ① 本工法の防水層と既存アスファルト防水熱工法の防水層の引張試験による抗張積の比

較

- ② 本工法の防水層と既存アスファルト防水熱工法の防水層の日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS 8 防水工事 (2014) 付録 付 5. JASS 8 T-501「メンブレン防水層の性能評価試験」による性能試験結果の比較
- (2) 既存アスファルト防水熱工法と比較して、作業負担や環境負荷を軽減することの確認
 - ① 作業工程数の比較
 - ② 施工時の溶融アスファルト使用量、二酸化炭素発生量の試算による比較

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術において、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 既存アスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有するものと判断される。
- (2) 既存アスファルト防水熱工法と比較して、作業負担や環境負荷を軽減するものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工にあたっては、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (2) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。

9. 審査証明経緯

- (1) 2020年3月17日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2020年5月21日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5年間（2025年5月20日まで）とする。
- (2) 2021年5月20日付けで依頼された本技術に関する変更について技術審査を行い、2021年7月12日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5年間（2026年7月11日まで）とする。